

中野区 幼児教育・保育無償化のご案内

2025年度用
2025年1月発行



～認定申請用～
(認可外保育施設等向け)

お手続きのながれ

このご案内は、幼児教育・保育無償化による給付である施設等利用費を受けるための施設等利用給付認定（以下「新認定」という）の手続きについて説明しています。

1



無償化の対象となるか確認

詳細は p. 2 へ



2



新認定の申請

詳細は p. 5 へ



3



新認定通知の受け取り

詳細は p. 8 へ



4



(2025年5月末以降)補助金の申請

「2 新認定の申請」とは別に申請が必要です。

詳細は p. 8 へ

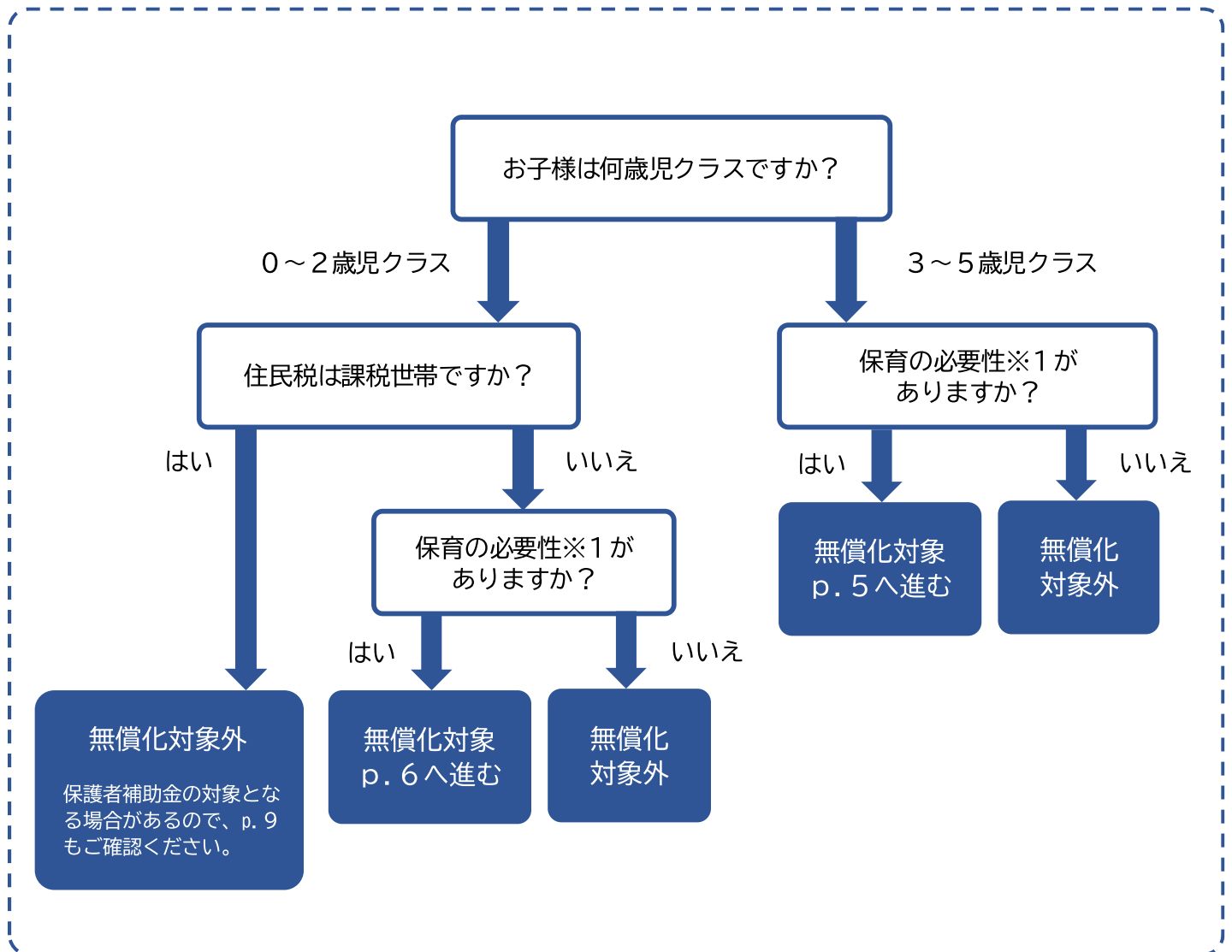


5



補助金の受け取り

1 無償化の対象となるか確認



※1 保育の必要性については p. 3 をご確認ください。

保育の必要性とは？

保護者のいずれもが下表のいずれかの保育の必要性の事由に該当していることを「保育の必要性がある」といいます。父母の認定事由が異なる場合は、認定有効期間のより短い方が認定の事由となります。

保育の必要性の事由（保護者の状況）		認定有効期間
就労	月４８時間以上の就労をしている場合（出産予定・産休中・育休中を含む※１）	就労している期間
妊娠・出産	出産の前後の場合	出産予定月及びその前後２か月 （多胎妊娠の場合は１４週間前から）
求職活動	求職活動を行っている場合	９０日（施設利用開始日から起算しておおむね３ヶ月）
就学	学校教育法に定める学校や職業訓練校等で月４８時間以上受講をしている場合	必要な期間
疾病・障がい等	疾病や障がいがあり保育に支障がある場合	
親族の介護・看護	親族の方を日中介護・看護している場合	
災害復旧	災害の復旧にあたっている場合	
※育児休業	下のお子さんの育児休業を取得する場合で、産休前に認定申請児童が認可外保育施設等に在籍している場合	保護者が <u>育児休業中に限り、最大で下のお子さんが満３歳に達する年度の３月末日まで</u>
その他	上記以外で特に保育が必要と認められる場合	

※１ 認定希望日時時点で産休中・育休中の方は p.4 を必ず確認してください。

※２ 「育児休業」は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業をいいますので、自営業の方の育児休業は原則認められません。

産休中・育休中に申請する方への注意事項

お子さん本人（認定申請児童）の育休中の場合

○復職を前提として「就労」の事由で認定されます。認定開始日から1ヶ月以内に育休中の職場へ復職し、復職証明書を提出してください。復職が確認できない場合や復職後に育休の再取得・分割取得をした場合、認定は取消となります。（後日発覚した場合も同様です。）

○お子さん本人（認定申請児童）の育休から復職をせず、続けて下のお子さんの産休・育休を取得する場合は、「妊娠・出産」の事由で認定されます（認定有効期間はp.3を参照）。

下のお子さん（認定申請児童以外の児童）の産休中・育休中の場合

お子さん本人（認定申請児童）が認可外保育施設に入園したタイミングによってパターンA～Cに区分されます。該当するパターンを確認してください（認定有効期間はp.3を参照）。



パターンA：認定申請児童が下のお子さんの産休開始日より前に入園した場合

●認定希望日時時点で産休中の場合は「就労」の事由で認定されます。

（1）産休期間終了後、復職する場合…産休終了日の翌日に復職し、就労証明書（復職日を必ず記入）を提出してください。「就労」の事由で認定を継続します。

（2）産休期間終了後、育児休業を取得する場合…給付認定申請書・育児休業期間証明書を提出してください。「育児休業」の要件で認定を継続します。

●認定希望日時時点で育休中の場合は、「育児休業」の事由で認定されます。

パターンB：認定申請児童が下のお子さんの産休中に入園した場合

「妊娠・出産」の事由で認定されます。

（1）産休期間終了後、復職する場合…産休終了日の翌日に復職し、就労証明書（復職日を記入）を提出してください、「就労」の事由で認定を継続します。

（2）復職をせずに育児休業を取得する場合や復職後に育休を取得した場合…「妊娠・出産」の認定有効期間をもって認定終了となります。

パターンC：認定申請児童が下のお子さんの育休中に入園した場合

復職を前提として「就労」の事由で認定されます。認定開始日から1か月以内に育休中への職場へ復職をし、復職証明書を提出してください。復職が確認できない場合や、復職後に育休の再取得・分割取得をした場合、認定は取消となります。（後日発覚した場合も同様です。）

2 新認定の申請

3～5歳児クラス

提出期限

認可外保育施設等の利用開始前まで（2歳児クラスから進級する方は2025年3月14日（金）まで）

提出方法

郵送または電子申請

郵送の場合：P.10 記載の提出先まで提出してください。

電子申請の場合：右記の二次元コードを読み取り、申請をしてください。



必要書類

① 給付認定申請書

（教育・保育給付認定・変更申請書（1号認定）兼施設等利用給付認定・変更申請書（新1～3号認定））

② マイナンバーカード両面のコピー（父母それぞれ1部ずつ）

マイナンバーカードをお持ちでない場合は、下記を参考に〔1〕身元確認書類と〔2〕マイナンバーが確認できる書類をご提出ください。

〔1〕身元確認書類 （①もしくは②）	①	【顔写真付証明書】 右記の書類から1点	☐ 運転免許証（両面） ☐ パスポート ☐ 身体障害者手帳*1 ☐ 愛の手帳*1 ☐ 精神障害者保険福祉手帳*1 ☐ 在留カード（両面）
	②	【顔写真なし証明書】 右記書類から2点	☐ 健康保険証（両面） ☐ 国民年金手帳 ☐ 後期高齢者医療被保険者証（両面） ☐ 介護保険被保険者証 ☐ 児童扶養手当証書 等
〔2〕マイナンバー 確認書類*2	右記書類から1点		☐ マイナンバーが記載された住民票の写し 等

※1…カード形式の手帳をお持ちの方は、裏面記載の有無にかかわらず両面をご提出ください。

※2…住所・氏名等が住民票の記載内容と一致している場合に限り、マイナンバー通知カードも有効。

③ 保育の必要性を確認できる書類（父母それぞれ1部ずつ）

p.7 の表をご確認ください。

0～2歳児クラス（住民税非課税世帯のみ）

提出期限

認可外保育施設等の利用開始前まで

提出方法

郵送または電子申請

郵送の場合：P.10 記載の提出先まで提出してください。

電子申請の場合：右記の二次元コードを読み取り、申請をしてください。



必要書類

① 給付認定申請書

（教育・保育給付認定・変更申請書（1号認定）兼施設等利用給付認定・変更申請書（新1～3号認定））

② マイナンバーカード両面のコピー（父母それぞれ1部ずつ）

マイナンバーカードをお持ちでない場合は、下記を参考に〔1〕身元確認書類と〔2〕マイナンバーが確認できる書類をご提出ください。

〔1〕身元確認書類 （①もしくは②）	①	【顔写真付証明書】 右記の書類から1点	☐ 運転免許証（両面） ☐ 身体障害者手帳*1 ☐ 精神障害者保険福祉手帳*1	☐ パスポート ☐ 愛の手帳*1 ☐ 在留カード（両面）
	②	【顔写真なし証明書】 右記書類から2点	☐ 健康保険証（両面） ☐ 後期高齢者医療被保険者証（両面） ☐ 介護保険被保険者証	☐ 国民年金手帳 ☐ 児童扶養手当証書 等
〔2〕マイナンバー 確認書類*2		右記書類から1点	☐ マイナンバーが記載された住民票の写し 等	

※1…カード形式の手帳をお持ちの方は、裏面記載の有無にかかわらず両面をご提出ください。

※2…住所・氏名等が住民票の記載内容と一致している場合に限り、マイナンバー通知カードも有効。

③ 保育の必要性を確認できる書類（父母それぞれ1部ずつ）

p.7 の表をご確認ください。

④ 住民税に関する書類（特定の時点で海外に居住していた方のみ）

下図をご確認いただき対象となる年の収入を証明する書類（勤務先の所得証明書）をご提出ください。

認定希望月	状況	必要な書類
2024年9月 ～2025年8月	2024年1月1日時点で日本国内に 住民登録がない場合	2023年（1月～12月）の収入を証明する書類
2025年9月以降	2025年1月1日時点で日本国内に 住民登録がない場合	2024年（1月～12月）の収入を証明する書類

保育の必要性を確認できる書類（父母それぞれ一部ずつ）

※ひとり親の方は、父（または母）の書類に加えて、不存在の確認書類も提出してください。

就労	会社員・パート・派遣社員等の場合（出産予定・産休中・育休中を含む） 就労証明書（区様式） ※休憩時間を除く月48時間以上の就労が確認できる就労証明書（区様式）をご提出ください。 複数の就労先の勤務時間を合計して月48時間以上となる場合は、それぞれの就労証明書（区様式）をご提出ください。
	自営業（親族経営を含む）・経営主の場合（出産予定・産休中を含む） ① 就労証明書（区様式） ② 直近の所得税の確定申告書（一表と二表）または源泉徴収票のコピー ※②の書類をご提出いただけない場合→下記の①と②をご提出ください ① 仕事内容や資格がわかるもののコピー（営業許可証、開業届等） ② 収入の証明（報酬の記録、通帳のコピー等）
妊娠・出産	母子健康手帳の出産予定日記載ページのコピー（産休の対象となるお子さんのもの）
求職活動	就職活動を証明する書類（ハローワークが認める求職活動を証する書類、不採用通知等）
就学	① 在学証明書のコピー ② スケジュールの確認ができるもののコピー（時間割表等） ③ 在学開始日及び卒業見込年月日の確認ができるもののコピー
疾病	診断書（区様式）
障がい	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー
親族の 介護・看護	① 被介護・看護者の診断書又は障害者手帳・介護保険被保険者証等のコピー ② 介護・看護の週間スケジュール（詳細はお問い合わせください）
災害復旧	り災・被災証明書のコピー
不存在 (ひとり親 の方)	【死別、離婚、未婚の方】 次のいずれかのコピー ・ 児童扶養手当認定通知書 ・ 児童扶養手当証書 ・ (離婚の) 受理証明書 ・ 児童育成手当認定兼支払い通知書 ・ 保護者とお子さんの戸籍謄本（全部事項証明）
	【上記以外の方】 ひとり親家庭に準ずる状態が客観的に判断できるもの。 （具体的な提出書類についてはお問い合わせください）

3 新認定通知の受け取り

審査の結果、認定となった場合は、おおむね1ヶ月程度（審査等に日時を要する場合は、最長で3ヶ月程度）で認定通知書をご自宅に送付します。

4 補助金の申請 (2025年5月末以降のお手続き)

補助対象者

新認定（新2号認定・新3号認定）を有効に取得している方

※上記新認定による保育の必要性の認定を有する期間が施設等利用費の対象となります。

補助対象施設

施設所在地の区市町村から幼児教育・保育の無償化に伴う確認を受け、認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書が発行された認可外保育施設のみが対象となります。

中野区内



中野区外



補助金額

クラス	ひと月当たりの限度額
0～2歳児クラス（住民税非課税世帯のみ）	42,000円
3～5歳児クラス	37,000円

※施設等利用費の対象となるのは、保育料に限ります。食材料費、日用品、文房具、行事参加費、送迎費等は対象外です。

※認可外保育施設と一時保育の併用など、ひと月に複数の施設・事業所を利用する場合も、上記金額が施設等利用費の上限額となります。

※認定の開始日・終了日が月途中の場合又は転入・転出の場合は月の上限額が日割り計算となる場合があります。

必要書類

施設等利用費を受け取るためには、**新認定の申請とは別に**、認可外保育施設等の利用及び保育料の支払い後に**施設等利用費の請求が必要**です。

2025年度分の請求に必要な書類や提出期限については、2025年5月末頃発行予定の「無償化のご案内～現況調査・請求用～」にて提示いたしますのでご確認ください。

請求期限及び支払予定日

施設等利用費請求の締切日及び支払日については、2025年5月末頃発行予定の「無償化のご案内～現況調査・請求用～」にて提示いたしますのでご確認ください。

他に「認証保育所等保護者補助金」という制度があります

中野区では施設等利用費とは別に、認証保育所や認可外保育施設（一部条件あり）を利用されている方を対象に保育料の補助制度を行っております。補助対象者の条件は下記の通りです。

その他制度の詳細は中野区ホームページをご覧ください。2025年5月末頃発行予定の「認証保育所等保護者補助金のご案内」をご確認ください。

〈補助対象者〉

（１）東京都認証保育所

【0～2歳児クラス（住民税課税世帯）】

- ①児童及び保護者が、月の初日に中野区内に住民登録があること
- ②月の初日に保護者が認証保育所と月ぎめ利用契約をしていること
- ③補助対象施設に月ぎめ保育料の満額を支払っていること
- ④保護者に保育の必要性の事由があること

【0～2歳児クラス（住民税非課税世帯）又は3～5歳児クラス】

上記①～④に加えて、中野区の新2号認定又は新3号認定を有効に取得していること

（２）認証保育所以外の認可外保育施設

【0～2歳児クラス（住民税課税世帯）】

- ①児童及び保護者が、月の初日に中野区内に住民登録があること
- ②月の初日に保護者が認可外保育施設と月ぎめ利用契約をしていること
- ③補助対象施設に月ぎめ保育料の満額を支払っていること
- ④保護者に保育の必要性の事由があること
- ⑤中野区の保育認定を受け、保育料の補助を希望する月に係る認可保育所等への利用申込みを行っており、入所承諾の辞退又は退所をしていないこと

※入所承諾の辞退や利用の解除をした場合、辞退対象月が属する年度末までは補助金が不交付となります。

【0～2歳児クラス（住民税非課税世帯）又は3～5歳児クラス】

上記①～⑤に加えて、中野区の新2号認定又は新3号認定を有効に取得していること

認証保育所などの保護者補助金について

中野区HPはこちら



書類提出・お問い合わせ

申請書類の提出先

〒164-8501 中野区中野4-11-19
中野区 保育園・幼稚園課 教育・保育支給認定係

※郵送で提出した場合、未着について区は一切責任を負えません。一般書留や簡易書留など、配達記録の残る方法を推奨しています。

お問い合わせ先

認定の申請について：教育・保育支給認定係 TEL 03-3228-5793
補助金の請求について：幼稚園・認可外保育係 TEL 03-3228-5681
受付時間：8時30分～17時まで（土・日・祝日除く）

よくある質問

【施設等利用給付認定の申請】
よくある質問について

中野区HPはこちら

